



令和5年度子育て世帯（低所得・ひとり親世帯）

に対する給付金（児童一人当たり5万円）

令和5年度子育て世帯に対する給付金（低所得・ひとり親世帯）の申請期限が迫ってきております。支給要件を確認のうえ、該当となる方（原則、物価高騰の影響を受けて家計急変した子育て世帯のみ）は、お早めに申請をお願いします。（※対象児童1人につき、低所得またはひとり親世帯分のいずれか一方一回限りの支給）

各給付金の制度詳細や申請書等については、町ホームページに記載していますが、ご不明点等があれば、問合せください。

申請手続	申請書類を子育て・健康推進課に窓口提出または郵送（消印有効）にて申請してください。
申請期限	2月29日（木）まで ※令和6年3月分新規児童手当または特別児童扶養手当受給児童については、3月15日（金）まで

1. ひとり親世帯（北海道から支給されます）

申請対象世帯：次のいずれかに該当する世帯のうち、食費等の物価高騰の影響を受けて家計急変した場合（※1）

- ①令和5年3月の児童扶養手当が所得要件等により受給停止となっている世帯
- ②令和5年4月以降に新規に児童扶養手当の受給を開始した世帯

2. ひとり親以外（低所得）世帯（余市町から支給されます）

申請対象世帯：対象児童（平成17年4月2日（特別児童扶養手当の支給対象児童については、平成15年4月2日）～令和6年2月29日生）を養育する世帯のうち、食費等の物価高騰の影響を受けて家計急変した場合（※1）

（※1）家計急変とは、食費等の物価高騰の影響を受けて、令和5年度住民税が非課税となった場合または令和5年1月から令和6年2月までの任意の1か月の所得（収入）×12か月の額が非課税（ひとり親の場合は、児童扶養手当全部または一部支給）相当となった場合をいいます。

問合せ・提出先 子育て・健康推進課 子育て推進係 ☎21-2122



高齢者世帯等物価高騰対策助成事業

エネルギー・食料品等の物価高騰の影響による生活支援のため、独居高齢者世帯、重度障がい者世帯及びひとり親世帯の低所得世帯を対象として灯油、ガスや食料品等の購入費の一部を助成します。

対象世帯：1月1日現在（基準日）において、余市町に住所があり在宅し、次の①～③のいずれかに該当する令和5年度市町村民税が非課税の世帯

- ①高齢者世帯（満70歳以上の単身世帯、生活保護世帯を含む）
- ②重度障がい者世帯（生活保護世帯を除く）
- ③ひとり親世帯（生活保護世帯を除く）

助成金額：1世帯につき1万円（現金振込）

受付期間：1月9日（火）～2月29日（木）（受付時間は土・日・祝日を除く午前9時～午後4時30分）

受付場所：役場1階物価高騰対策助成受付窓口（正面玄関右側）

※郵送での申請、または代理人（民生委員等）による申請も受けれます。

申請書類：福祉課、福祉センター（本館・分館）、老人福祉センター、図書館、中央公民館、余市社会福祉協議会に設置もしくは地区民生委員が配付しています。

詳細は、町ホームページに掲載しています。

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120



固定資産税（償却資産）の申告

個人または法人での確定申告において減価償却費として必要経費に算入される事業用資産を、1月1日現在所有されている場合は、令和6年度分の固定資産税（償却資産）の申告が必要です。今年度資産を有し申告された方には、12月に申告用紙を送付しています。

新たに資産を取得された場合は、申告用紙を送付しますのでご連絡ください。

申告期限：1月31日（水）

問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115